

社会福祉法人創生役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、本法人の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員会委員、及び苦情解決第三者委員に対する報酬について定めることを目的とする。

(意義)

第2条

- 一 本規定で役員とは、理事（理事長、業務執行理事を含む）及び監事をいう。
- 二 本規定で役員等とは、役員、評議員、評議員選任・解任委員会委員、及び苦情解決第三者委員をいう。
- 三 本規定で常勤役員とは、役員のうち本法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- 四 本規定で非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。

(会計区分)

第3条 役員等の報酬は法人本部経費により処理する。

(報酬額)

第4条 次の場合は報酬等を支給する。

- 一 常勤役員については、職務執行の対価として報酬を支給する。
 - 二 非常勤の役員等については、次にあげる職務執行の対価として報酬を支給する。

イ. 評議員会への出席	1日 10,000円
ロ. 理事会への出席	1日 10,000円
ハ. 監事の監事監査実施	1日 30,000円
ニ. 評議員選任・解任委員会への出席	1日 10,000円
ホ. 苦情解決第三者委員が申立人からの苦情等に応じた場合	月額 10,000円
二. その他、業務の必要上の職務執行	1日 30,000円 半日 15,000円
 - 三 前号の報酬額については源泉徴収税額控除後の金額とし、同日開催の場合は併給しない。
- 2 前項の報酬については、本法人の職員として雇用されている者には支給しない。

(報酬の総額)

第4条 役員等の報酬総額は、700万円（内訳は理事630万円、監事70万円とする。）を上限とし、非常勤役員を除く常勤役員の報酬は理事会の承認を得て理事長が決定するものとする。

2 評議員の報酬の総額は、定款第8条に規定する総額100万円の範囲内としなければならない。

(旅費)

第5条 役員等が出張する場合の旅費については職員の旅費規程による。

(規程の変更)

第6条 この規程の変更は評議員会の決議によるものとする。

(附 則)

この規程は、平成 19 年 11 月 1 日から実施する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から一部改正し、実施する。

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から一部改正し、実施する。

この規程は、平成 27 年 3 月 29 日から一部改正し、実施する。

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から一部改正し、実施する。

この規定は、平成 29 年 6 月 18 日から一部改正し、実施する。

この規定は、平成 30 年 2 月 1 日から一部改正し、実施する。